

無許可のごみ回収にご注意ください

ごみは正しい方法で適正に処理しましょう

最近、町の許可を得ずに「家庭から出たごみ」や「事業所から出たごみ」を回収・運搬している違法事業者が確認されています。中には「事業所から出たごみ」を「家庭から出たごみ」と偽り、東部環境美化センターへごみを搬入する悪質なケースもあります。

廃棄物を安く処理できるとして、無許可事業者と契約すると、トラブルや不法投棄につながる恐れがあります。

家庭または事業所から出たごみは、適正な方法で処理するようご協力をお願いします。



お問い合わせ 生活環境安全課 ☎945-4688

ごみの処理方法について

以下の区分に応じて、正しくごみを出しましょう

- ① **家庭から出たごみ**
→ 与那原町が回収を行います
- ② **事業所から出たごみ(事業系一般廃棄物)**
→ 与那原町許可業者と契約

● 与那原清掃	☎090-3790-9502
● 協栄クリーン	☎090-1948-3976
● 株式会社沖なわ Clean	☎090-6864-7947

- ③ **事業所から出たごみ(産業廃棄物)**
→ 産業廃棄物処理業者と契約
※ 詳細は沖縄県環境整備課ホームページ「産業廃棄物処理業者名簿」をご確認ください

⚠ 以下の行為は法律で禁止されています

- 事業者が産業廃棄物を一般廃棄物と偽り、東部環境美化センターへ搬入すること
- 無許可で家庭ごみの処理費用を徴収し、廃棄物を回収・運搬すること

後期高齢者医療制度 被保険者の皆さまへ 8月から資格確認書が切り替わります

後期高齢者医療制度においては、暫定運用の継続により、マイナ保険証の有無にかかわらず、申請なしで「資格確認書」をお届けします(令和8年7月末までの予定)。

有効期限/令和8年7月31日まで

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和8年7月31日
交付年月日	令和7年8月1日
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
住所	うるま市石川石崎1丁目1番1号 うるま市石川出張所(旧石川市役所)3階後期高齢医療広域連合
氏名	後期高齢 保険沖太郎
性別	男
生年月日	昭和23年1月1日
資格取得年月日	令和5年1月1日
負担割合	1割
発効期日	令和5年1月1日
限度区分	区II
発効期日	令和6年10月1日
長期入院該当日	
特定疾病区分	区分A
発効期日	令和6年10月1日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39 47 2 13 9 沖縄県後期高齢者医療広域連合 公印

今お使いの被保険者証または資格確認書は、8月から使用できなくなります。新しい資格確認書は7月下旬までには郵送しますので、8月からは新しい資格確認書がマイナ保険証を医療機関の窓口に表示してください。

有効期限が過ぎた被保険者証または資格確認書は、健康保険課窓口へ返却するか、ご自身で処分をお願いします。

《基準収入額適用申請書》

医療費の自己負担割合が3割の方でも、条件を満たせば1割または2割に変更となる場合があります。対象者には「基準収入額適用申請のお知らせ」を郵送しますので、お知らせが届いた方は、お早めに健康保険課窓口で申請してください。

限度区分 について

限度区分(限度額適用・標準負担額減額認定)とは、入院や外来診療、調剤薬局での支払いを自己負担の限度額で留めたり、入院時の食事代を減額することができます。

※申請月の初日から適用となり、世帯の状況によって有効期限や限度区分が変更となる場合があります。

例: 8月10日申請 ▶ 8月1日から適用

限度区分を追加しての資格確認書が必要な方は、資格確認書をご持参のうえ、健康保険課窓口で申請してください。

なお、令和6年度に減額証(紫)をお持ちだった方には、限度区分が併記された資格確認書を郵送します。

※代理人が申請を行う場合は、本人の資格確認書、代理人の身分証明書(マイナンバーカード等)が必要です。

■ 長期入院されている方は、食事代がさらに減額される場合があります。

・限度区分が「区II」の資格確認書を取得してから入院日数が90日を超えた場合、申請により食事代がさらに減額されます。

※直近3ヶ月分の入院日数の確認できる領収書等をご持参ください。

申請にいらした月を含む過去12ヶ月間の入院日数です。

※減額は申請月の翌月から適用されます。

例: 8月20日申請 → 9月1日から適用

■ 限度区分が併記された資格確認書が交付できない方

後期高齢者医療の被保険者と同一の世帯に、令和6年1月～12月中の収入について未申告の方がいると所得区分を正しく判定することができないため、限度区分が併記された資格確認書の交付ができません。未申告の方は、令和7年1月1日時点の住所地市町村で所得申告をお願いします。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定(限度区分)の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

～詳しくは健康保険課へお問い合わせください～

お問い合わせ 健康保険課 ☎945-2204



マイナカード 利用で コンビニ交付の証明書が10円に!

利用時間 午前6時30分から午後11時まで

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア(マルチコピー機設置店舗)で所得証明書、課税証明書、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しが10円で取得できるサービスを利用いただけます。

期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日まで。便利なマイナンバーカードの取得をこの機会にぜひご検討ください。詳細は右のQRコードからご覧ください。

お問い合わせ 住民課 ☎945-2072 税務課 ☎945-4477

役場窓口より早くお得です!



コンビニ交付サービス(町ホームページ)



マイナカード申請(予約管理システム画面)

必要なもの

- マイナンバーカード
- 数字4ケタの暗証番号

※忘れた方は住民課窓口で再設定が必要です。

